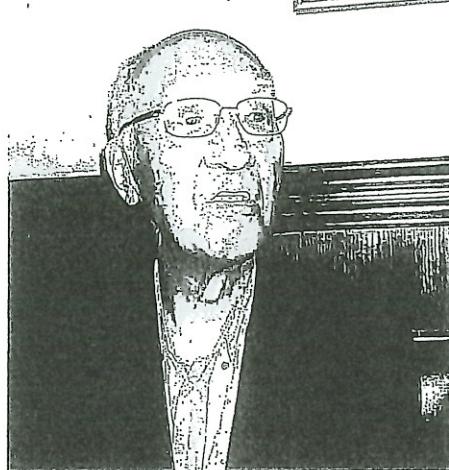


慰安婦問題 識者の見方は



はんどう・かずとし 30年生まれ。「週刊文春」「文芸春秋」元編集長、文芸春秋社元専務。「ノモンハンの夏」「日本のいちばん長い日」「日露戦争史」(1~3)など著書多数。

ノンフィクション作家 半藤 一利さん

戦場の性の管理は世界の軍隊でも同様に腐心したことだった。これは基本的な事実で、それなのに、あまり知られておらず、情緒ものが語られている。もう一つは、私たち日本人が先の戦争のことを見つめ直す努力を怠ってきたのではないか、ということだ。

戦争というものの正体と、その

従軍慰安婦問題を考える特集を12面に掲載しました。朝鮮人女性を強制連行したと告白した故吉田清治氏の証言はこの問題の論点の一つです。北海道新聞は過去に吉田氏の証言に関する記事を掲載していましたが、調べた結果、その証言内容は信憑性が薄いと判断しました。検証が遅れ、記事をそのままにしてきたことを読者の旨でおわびし、記事を取り消します。

従軍慰安婦問題を考へる特集を12面に掲載しました。朝鮮人女性を強制連行したと告白した故吉田清治氏の証言はこの問題の論点の一つです。北海道新聞は過去に吉田氏の証言に関する記事を掲載していましたが、調べた結果、その証言内容は信憑性が薄いと判断しました。検証が遅れ、記事をそのままにしてきたことを読者の旨でおわびし、記事を取り消します。

歴史見つめる努力忘るな

従軍慰安婦問題の本質は朝鮮民族の女性の人権をまったく無視し、ひどい思いをさせたというピューマニズムの問題である、という認識を持つかどうかだ。

それは朝鮮民族に限らず、オランダ人、インドネシア人、あるいは日本人の慰安婦についても言える。普遍的な問題なんだといふことを理解し、今の日本がどんな態度を取るか。世界はそれを見ていく。

たとえば、慰安所の経営者には、業者がやつたらしくてるのは間違いないが、戦場の近くで慰安所を営業するには、軍が許さなければできなかつた。1932年の第一次上海事変の後に、上海派遣軍が

る。

この理解がなかなか広がらないのは、一つは歴史を学んでいない、史実を知らないことがあると思つ。

たとえば、慰安所の経営者には、業者がやつたらしくてるのは間違いないが、戦場の近くで慰安所を営業するには、軍が許さなければできなかつた。1932年の第一次上海事変の後に、上海派遣軍が

軍官憲の許可を得て営業する、陸軍人と軍属以外は利用禁止といつた点のほか、営業時間、料金などを定めてある。

注目すべきは、軍医が週1回慰安婦を検診する、としていたことだ。これは、兵隊の間に性病がまん延すれば、兵力の低下を招き、軍事上ゆゆしき問題になるからだ。

注目すべきは、軍医が週1回慰安婦を検診する、としていたことだ。これは、兵隊の間に性病がまん延すれば、兵力の低下を招き、軍事上ゆゆしき問題になるからだ。

戦後はなんとなしに、日本を亡國に導き、アジアの人たちに大変な迷惑をかけたのは、軍閥や悪い官僚らであって、国民に責任はないんだといふことが始まった。連合軍の手で東京裁判をやられて、国民は無関係にされてしまつたこともある。

実際は男も女も、国家の勝利のために、非人間的な、ピューマニズムに反するのことをやつてきたと思う。

こうした想惑では、アジアの一員としての日本と日本人が、アジアの諸国と人々をどう見るか、どう思つ。

近代日本は「脱華入欧」といつて、アジアなど相手にするな、われわれヨーロッパの文明を目指す、と勤勉に国づくりに励み、いか早く近代化した。

先の戦争の「大東亜共栄圏」というのも、日本が親分になつて、アジアの邊れたみんなを引っ張り上げるということだった。

こんな歴史が朝鮮をはじめとするアジアを警戒する意識を生んだのではないか。それが従軍慰安婦問題の奥底にもかかわっている気がする。

新聞についても触れない。歴史問題、歴史認識問題の記事を書くのに、記者たちの基礎的な勉強が足りないすぎる。

吉田清治証言などはちょっとと調べれば、おかしいなど気づいたはずだ。戦争末期には、国力の衰退に伴い、法律がどんどん変わり、動員のあり方が時期によって違っていたといったことは、動員の歴史に目を通せば分かる。基本的といつより、初歩的などじだ。

こうした視点では、アジアの一員としての日本と日本人が、アジアの諸国と人々をどう見るか、どう思つ。

歴史問題をきちんと伝えるには、紙面が狭すぎることもある。せいぜい1~2ページの特集が精いっぱいだ。細切れ、つまり食いでは、歴史の検証は難しい。こうした宿題を克服して、メディアは戦後70年にしっかりと向き合つてしまい。

東京基督教大教授 西岡 力さん



慰安婦を論じるには、現在の視点だけでなく、当時の社会的背景を考慮に入れる必要がある。戦前の日本と朝鮮では、深刻な貧困を背景に、今とは違つて合法だった売春業に身を置かざるを得ない女性の存在が珍しくなかった。それが戦地に移されたのが慰安婦だ。

親の借金を肩代わりするための身売りや、仲介業者にだまされた事例も多々、女性の人権侵害があつたのは間違いない。

ただ貧困は軍の責任ではないし、強制運行の事実も構認されていない。軍の関与は賣春な仲介業者の取り締まりや慰安婦の保健管理によつており、韓国政府が在韓米軍への慰安所を管理してきたとの構図だ。

慰安婦には接客の拒否や廃業の自由もあり、一部で搾取されるような「性奴隸」には当たらないだろう。印度ネシアで日本の軍人がオランダ人女性を連行し暴行した事件は、厳格に処罰された戦時性暴力で、慰安婦とは別の

問題だ。

韓国でも戦前の事情を知る人が多くいた時代には、慰安婦は問題にされなかつた。現在のよつた国際問題に発展したのは1980年代以降で、日本の非政府組織(NGO)などの呼び掛けで名乗り出た元慰安婦が日本政府に補償を求めて提訴し、メディアで取り上げられたのがきっかけだ。

その訴はだびだび交換し、裏付けもないことが多く、慎重に扱うべきだつたが、日本政府は韓国との摩擦を避けるため、事実を検証しないまま「河野談話」などで曖昧に迎合してきた。

正面から反論せず、その場しのぎの対応で問題を先送りしてきた結果、「強制運行」などの誤解が独り歩きしていく。慰安婦を勤労動員の「女子挺身隊」と混同して「性奴隸20万人」とし、「多くが軍に殺害された」などとする国連「クマラスワミ報告」もその一つだ。

海外では「ナチスと同じ人道に対する罪」と指揮する向きもあるが、国際社会では反論しなければ認めることになる。政府は事実を検証し、誤解を解く努力をすべきだ。

政府は国際社会で反論を

京大大学院教授 永井 和さん



吉田清治氏の著書には二つの疑問がある。

所属していたといふ労務報国会は荷役業務や土木作業に従事する口雇い労働者の労働業務に従事する半官半民の組織だ。日本内地の地方支部組織が朝鮮総督府の管轄下にある地域に出動して直接女性を集めたとは考えにくく。

また1943年（昭和18年）ごろ、事実上の軍政下にあつた濟州島から女性を連行したところが軍に殺害された」などとする国連「クマラスワミ報告」もその一つだ。

4月以降だ。

ただ、吉田氏の証言が否定されれば軍による強制運行の証拠がないこと

が分かつた時刻で、それを追認し、容疑者も釈放した。同時に、軍がそのような施設を作つたことが日本国内に知れわたること、軍の威信を損ない、兵士の留家庭に悪影響を与えたかねないとして隠蔽に努めた。

明治初年に人身売買と前借金

がなくなり、慰安所は民間が経営した公娼施設だからと、軍の関与と責任を過小に評価する

ことも正しくない。

慰安所は軍事上の必要から設置された軍の後方施設だ。軍の後方施設という点では軍の病院と同じといえる。ただ軍病院と異なり、多くの場合、その運営・経営は民間の請負業者に委託されていた。

公娼制度が合法だったからと

いつて、当時日本国内で政府が

政府職員のために専用の売春施設を作つたことはない。そんなことをすれば、国民から厳しい非難を受けるからだ。

当初、日本の警察も事がそん

なことをするとは信じられず、

国内で慰安婦の募集を行つた業者を誘拐容疑で取り調べたこと

もあつた。しかし、募集活動が

軍の依頼によるものであること

が分かつた時刻で、それを追認

し、容疑者も釈放した。同時に、

軍がそのような施設を作つた

ことが日本国内に知れわたること、

軍の威信を損ない、兵士の

留家庭に悪影響を与えたかね

ないとして隠蔽に努めた。

ながら、かず51年生まれ。軍政は日本近現代史。著書に「近代日本の軍部と政治」など。

軍の関与と責任は消せぬ

京大大学院教授 永井 和さん

した奴隸制度であるとの非難を避けるために、日本政府は、あくまでも娼妓は自由意思で就業しているとの建前をとり、そのための行政上の枠組みとして登録時の自由意思の確認や隸属の自由を保障する規則を定めた。しかしながら、軍の慰安所に就業しては、それに類似した慰安婦保護の規則は現在においてもその存在が確認されていない。

さらに、食堂で働くからとだまして連れて来られ、慰安婦にされたような例は、明らかに犯罪の犠牲者だ。慰安所は軍の施設だから、慰安婦がだまされたりと訴えたならば、被害者を解放し、業者を国外移送目的拐取罪で捕まるべき責任と義務を、軍は負つていった。軍に隨從する御用商人等の犯罪を取り締まるのは憲兵の職務であると、作戦要令にも明記されている。

自らの意思に反して拘束され、隸屬の自由も制度的に保障されることは、憲兵の職務であると言わざるえないだろう。

故吉田清治氏に言及した北海道新聞の記事

掲載日	内容
① 1991年11月22日	吉田清治氏に直接取材した内容を「朝鮮人従軍慰安婦の強制連行『まるで奴隸狩りだった』との見出しで報じる
② 11月27日	上記記事が韓国紙東亜日報に紹介されたことを伝える
③ 12月 6日	韓国の元慰安婦が日本政府の補償を求めて提訴したことを伝える記事で、弁護団が吉田氏の証言も証拠とする方針であることに触れる
④ 92年 2月15日	吉田氏を証人または参考人として国会招致しようとする動きを報じる
⑤ 2月25日	同上※
⑥ 8月12日	吉田氏がソウルを訪れた際の関連記事
⑦ 8月13日	同上
⑧ 93年 9月14日	慰安所担当だったという元日本軍下士官と韓国人の元慰安婦が札幌で対面したことを伝えた前日朝刊の記事に関する吉田氏のコメントを伝える

※は、共同通信の配信記事

北海道新聞は從軍慰安婦問題をめぐり、朝鮮人女性を従軍慰安婦として強制連行したという故吉田清治氏の証言に関する記事を1991年11月から93年9月まで8回掲載した。その後は取り上げていない。

1回目は91年11月22日朝刊で、吉田氏に直接取材した内容を「朝鮮人従軍慰安婦の強制連行『まるで奴隸狩りだった』」という見出しで報じた。次は11月27日朝刊で、22日の記事が韓国紙東亜日報に紹介されたことを取り上げた。

この後、韓国の元慰安婦が日本政府の補償を求めて提訴したことを使った記事で、弁護団が吉田氏の証言も証拠とする方針であることに触れ(12月6日夕刊)、92年2月15日と25日の朝刊では、吉田氏を証人または参考人として国会招致しようとする動きを報じた。このうち25日は共同通信の配信記事を使った。8月、吉田氏がソウルを訪れた際には関連記事を2回掲載した(12日と13日の朝刊)。

最後は93年9月14日朝刊。慰安所担当だったといふ元日本軍下士官と韓国人の元慰安婦が札幌で対面したことを伝えた前日朝刊の記事に、吉田氏のコメントを取り上げていない。

内容の信憑性薄いと判断

日本と韓国の関係は冷え切った状態が続いている。先に北京で開かれたアジア太平洋経済協力会議(APEC)の機会にも、首脳会談が見送られ、実現のめどは立っていない。最大の懸案になっているのが從軍慰安婦問題だ。来年、日韓国交正常化50年を迎えるのを前に、あらためてこの問題を考えたい。

北海道新聞は、過去の報道經緯を当時の記者などが語りたり、吉田氏が著書で慰安婦狩りをしたと書いた濟州島の古老人・史家・ソウルの研究者などを訪ねたりして、証言の内容を検証した。

その結果、著書と記事の内容を裏付ける証言や文書は得られなかった。吉田氏本人は死亡しているが、日本は研究者の間でも証言は得られなかった。吉田氏が韓国紙東亜日報(91年11月)が韓本紙報道(91年11月)が韓国紙に報じられた影響について、韓国の元外交官やメディア関係者、研究者らに尋ねたところ、世論に大きな影響を与えたものでないとの見方が一般的だった。

吉田氏の著書は89年以降、韓国語訳されている。これとは別に、北海道新聞は91年8月15日の朝刊で、元慰安婦の韓国人女性が初めて実名で名乗り出たことを報じた。この際、「女子挺身隊の美名のもとに」などと記した。韓国では勤労のための挺身隊と慰安婦は、吉田氏証言の信憑性が薄いと判断し、取り消した旨を付記します。

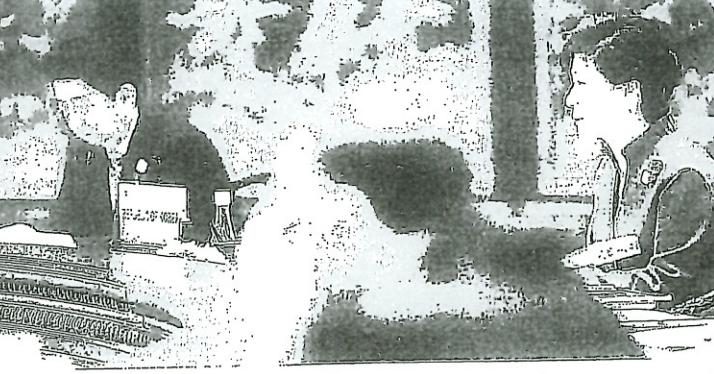
また、北海道新聞のこれまでの記事を蓄積しているデータベースの該記事に、吉田氏証言の信憑性が薄いと判断し、取り消した旨を付記します。来年は戦後70年、日韓国交正常化50年の節目を迎えます。北海道新聞は今回の反省を踏まえ、戦争めぐる問題と真摯に向き合ってまいります。

慰安婦問題を考える

日韓条約混迷の原点

従軍慰安婦問題が解決しない理由をたどると、1965年の日韓基本条約締結時に「元慰安婦への請求権は完全かつ最終的に解消された」との合意を怠ったことが、問題の混迷を招いたと言ふそうだ。

条約と同時に結んだ請求



3つの論点

政府の関与

軍慰安婦問題の主な三つの論点にて、まとめた。

河野談話呼んできた。

河野談話は「甘露、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、その官憲等が直接それに対する抗議した」もあつたことが明らかになつた。しかし、いわば「公認の強制性」は認めないと受け止められている。93年7月末にかけて、本格的な調査が兵士たちを相手に徴収した元慰安婦をはじめとする関係者を行つた。政府の調査結果を発表した結果、「政府の関与があった」と位置づけた。

河野洋平高官談話（河野談話、1993）は、「従軍慰安婦問題は、軍の関与の下に、多数の女性の事実があったとの認識などが質問され、「そういう事実があった」と述べたことを指摘。これに対し、戦地の慰安所は、民間が兵士たちを相手に徴収した元慰安婦をはじめとする関係者た

に詐取つた。

河野洋平高官談話（河野談話、1993）は、「従軍慰安婦問題は、軍の関与の下に、多数の女性の事実があったとの認識などが質問され、「そういう事実があった」と述べたことを指摘。

河野洋平は10月の衆院選予算審査会

で、「(談話の)文書自体はそういうことで、それを事実上お認めになつたといつてあります」と述べ、河野長官單独で強制運行を認めたりの見方を示した。

強制性

慰安婦募集の際の強制性は、大きな要素である。

- ・ 河野談話のポイント
 - ▶ 慰安所は軍当局の要請で設営され、設置、管理と慰安婦の輸送について、旧日本軍が直接あるいは間接に関与した
 - ▶ 慰安所の募集では甘言、強圧によるなど本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、官憲などが直接加担したこともある
 - ▶ 慰安所の生活は強制的な状況の下、痛苦しいものだった
 - ▶ 当時の朝鮮半島はわが国の統治下にあり、募集などは総じて本人たちの意思に反して行われた
 - ▶ 多数の女性の名前と尊厳を深く傷つけた。政府は、心身に瘤やしがたい傷を負われた全ての方々に心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる



1993年8月、従軍慰安婦問題についての談話を発表する河野洋平官房長官（当時）=首相官邸

の立場を踏まべて、民間からの要請を原資とした。

韓国政府は最初、日本側の取り組みを評価した。しかし、メディアや市民団体「韓国挺鳥隊問題対策協議会」が「日本政府は責任を回避している」と強く反発。世論に押された韓国政府も、基金の中止を求める方針に転換した。

2005年、盧武鉉政権は「慰安婦問題は請求権は適用除外」と主張し始めた。11年8月には、韓国の憲法裁判所が、元慰安婦の補償をめぐりて日本と交渉しなければならないと判断し、韓国が慰安婦問題を対外交渉の最優先課題にする構図ができた。

これまで、韓国は、韓國政府は、総務省の監督、衛生管理などに

慰安婦問題が首脳会談が決するのを避けるため、日本側に配慮を求めて、富山市長泰民大統領との会

議が開かれた。河野洋平官房長官が元慰安婦に対する賠償をめぐりては、「衷心よりおわびと謝罪だけでは韓日論がおきまらない可能性がある」と判断。その後も調査、検討を重ね、92年7月に加藤法的で解決すべきだと述べた。

河野洋平官房長官は10月の衆院予算委員会で、「吉田氏から聞き取り調査を行つたが、奢華的豪華と照らしてひつまが合ひなかつた、他の証言と比較して、信用性が低かつたことから河野談話を見直すべきだ」という主張があらためて強められた。菅義偉官房長官は10月の衆院予算委員会で、「吉田証言が談話の内容を反映されていない」との答弁書

を行つたが、奢華的豪華と照らしてひつまが合ひなかつた、他の証言と比較して、信頼性が低かつたことから河野談話を見直すべきだ」という主張があらためて強められた。菅義偉官房長官は10月の衆院予算委員会で、「吉田証言が談話の内容を反映されていない」との答弁書

記した。

日本政府は今年10月、吉田氏の部分を撤回するよう求めたが、クマラスワミ氏は、96年8月に公表した「戦時軍事的奴隸制問題に関する報告書」で、吉田氏の著書の一部を引用。「わざわざ泰民の主張を記した。

日本政府は今年10月、吉田氏の部分を撤回するよう求めたが、クマラスワミ氏は、「吉田証言は証言の一につまずきは、報告書の撤回を修正は必要ない」と拒否した。

従軍慰安婦問題の主な経緯（肩書きは当時）

1965年	日韓両政府が基本条約と請求権協定を締結
83年	吉田清治氏、「私の戦争犯罪・朝鮮人強制連行」を出版
87年	韓国で民主化宣言
89年	吉田氏の著作が韓国語訳される
92年1月	宮沢喜一首相、訪韓して首脳会談や国会演説で謝罪
7月	政府が調査結果を発表。政府の関与を認める
93年	河野洋平官房長官が調査結果を発表。談話で慰安婦の募集、移送、管理に強制性を認め、「お詫びと反省」を表明
94年	村山富市首相、「平和友好交流計画」に関する談話で、あらためて「反省とお詫びの気持ち」を表明
95年	元慰安婦に対する償いの事業などを目的に、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）」を設立
96年	国連人権委員会のクマラスワミ特別報告者が日本政府に賠償を勧告する報告書をまとめた
2005年	韓国の大邱政権、「従軍慰安婦らは請求権協定の対象外」と主張
07年	第1次安倍晋三内閣、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」とする答弁書を閣議決定
11年	韓国憲法裁判所、元慰安婦への賠償について、韓国政府が日本側と解決に向けた努力をしないのは違憲と判断
12年	第2次安倍内閣発足
14年6月	政府、河野談話作成過程の検証結果を公表
8月	朝日新聞、吉田証言を虚偽と判断、記事を取り消し
10月	安倍首相と菅義偉官房長官が国会で、吉田証言が河野談話作成に無関係と答弁。同趣旨の

員会で、「吉田氏から聞き取り調査を行つたが、奢華的豪華と照らしてひつまが合ひなかつた」との答弁書

文言に反映されていない。

河野談話は「甘露、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、その官憲等が直接それに対する抗議した」とある答弁書を閣議決定した。93年3月、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を認めたと受け止められている。安倍晋三首相は今年10月の国会答弁の結果、政府の関与があつた」

と述べたことを指摘。

河野談話は「甘露、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、その官憲等が直接それに対する抗議した」とある答弁書を閣議決定した。93年3月、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を認めたと受け止められている。安倍晋三首相は今年10月の国会答弁の結果、政府の関与があつた」

と述べたことを指摘。

河野談話の検証結果報告書では、河野官房長官が記者会見で、強制連行の事実があったとの認識などと質問され、「そういふ事実があつた」とする答弁書を閣議決定

した。河野談話は「甘露、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、その官憲等が直接それに対する抗議した」とある答弁書を閣議決定した。93年3月、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を認めたと受け止められている。安倍晋三首相は今年10月の国会答弁の結果、政府の関与があつた」

と述べたことを指摘。

河野談話は「甘露、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、その官憲等が直接それに対する抗議した」とある答弁書を閣議決定した。93年3月、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を認めたと受け止められている。安倍晋三首相は今年10月の国会答弁の結果、政府の関与があつた」

と述べたことを指摘。

河野談話は「甘露、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、その官憲等が直接それに対する抗議した」とある答弁書を閣議決定した。93年3月、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を認めたと受け止められている。安倍晋三首相は今年10月の国会答弁の結果、政府の関与があつた」

と述べたことを指摘。

河野談話は「甘露、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、その官憲等が直接それに対する抗議した」とある答弁書を閣議決定した。93年3月、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を認めたと受け止められている。安倍晋三首相は今年10月の国会答弁の結果、政府の関与があつた」

と述べたことを指摘。

河野談話は「甘露、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が数多くあり、その官憲等が直接それに対する抗議した」とある答弁書を閣議決定した。93年3月、「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を認めたと受け止められている。安倍晋三首相は今年10月の国会答弁の結果、政府の関与があつた」

と述べたことを指摘。